

## 市民の声等の公表事項

令和 7 年 5 月 9 日作成

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【件名】 要望書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【受付 令和 7 年 3 月 2 4 日】      【担当課 取りまとめ生活安全課   】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 【分類】<br>(1) くらし・手続き<br>(2) 子育て・健康・福祉<br>(3) 教育・文化・スポーツ<br>(4) 企業・産業・観光<br>(5) 安全・安心<br>(6) <span style="border: 1px solid black;">その他</span>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【市民の声】<br>1    自衛隊レーダー基地からの湧き水に対する改善要望及び崩壊箇所の復旧について<br><br>平成 4 年、海上自衛隊通信所建設にあたり、通信所からの境川への排水同意について、添付のとおり山陽町長の副申により同意していますが、今般のレーダー基地建設に伴う工事及び梅雨時期の集中降雨に伴い、レーダー基地入口から談合峠側谷部分からの湧き水の増水が見られるため、添付同意書 3 項を遵守していないため貴殿からも調整池の設置を強く要望して頂きたい。<br><br>尚、昨年の梅雨時期の集中降雨に伴い、当水利組合が管理している水路について越水が発生し法面の崩壊が発生しており早急な復旧工事が必要である。他 3 か所に増水による崩壊箇所が発生している。<br><br>別添    平成 4 年 6 月 8 日付    要請書（八木町長宛    参照）<br>平成 4 年 6 月 8 日付    同意書（広島防衛施設局    建設部長宛 参照） |

2 おびい堤に市道側溝からの雨水が流入しており、ため池の管理に多大な労力を要するため、調整して流入されたい。

3 わんや堤に市道からの雨水が流入するが、「ため池ハザードマップ・埴生山（わんや）ため池浸水区域」の様な事象が起きないように低水管理を実施しているところですので、わんやため池より下流の側溝に流入するように改善されたい。

また、市道からのごみ捨てが多くため池内のゴミ拾いに苦勞しているため対策を取って欲しい。

4 新堤と市道との間にある川幅が狭く、梅雨時期の集中降雨時に越水をしているので改良をして頂きたい。

5 境川は埴生地区の中央に位置し下流部には上市地区がある。近年の流域の開発状況や気候変動による降雨量の増加による災害の防止のための治水管理を有効に実施するため河川の種類をその他の河川から準用河川に指定し、管理の徹底を図って頂きたい。

(1) 気候変動による降雨量の増加による災害の防止のための治水管理のため

(2) 公共性の高い自衛隊施設から雨水の境川への放出は必須で有るため

(3) 公共性の高い高速道路建設による雨水流入の増加のため

(4) 農業用水としての適正な管理・確保のため

上記から市内で指定されている準用河川に比しても境川は公共性の高い河川と考えられる。

#### 【回答】

1 （総務課）

御要望の件については、宇宙状況監視用レーダー整備のお話のあった平成29年度以降、埴生山水利組合を含む地元市民団体等から要望をいただき、その都度中国四国防衛局にお伝えして、回答を得てまい

りました。それらの回答の中に、この度の基地建設に係る調整池についての内容も含まれています。

中国四国防衛局からの回答では、「宇宙状況監視用レーダー配置のための諸工事において、敷地内の雨水排水については山口県が発行している開発許可ハンドブックに準じて工事を進めており、基地内に降った雨は、一旦貯水池に流れ、水路を経由して問題なく前面の水路に流れている」、「この度の障害（大雨の際の増水被害）が、防衛施設（SSAレーダー地区）の設置・運用と、具体的に、どのような因果関係があるのか説明することは難しいのではないかと考えるため、周辺対策事業として、実施することは困難と認識している。」となっており、御要望の件については、市として既に対応済みと認識しています。

水路の維持管理等については、使用者や管理者に平時の管理をお願いしており、引き続き対応をよろしくお願いいたします。なお、工事などが必要な場合には小規模土地改良や小規模土木工事に係る補助制度もありますので、活用を御検討お願いいたします。また、既知とは存じますが、基地運用開始後の周辺草刈り等の調整窓口は下記のとおりとなります。

防府北基地渉外室 0835-22-1950 （防府北基地と調整済み）

※この調整窓口は草刈りの相談のためとのことです。

（農林水産課）

該当施設は法定外水路となっており、利用者が維持管理に努める水路となっています。そのため小規模土地改良事業も選択肢として維持管理を御検討お願いいたします。なお、災害復旧事業で取扱える案件については別途協議をおこなっていきます。

## 2（土木課）

広範囲の雨水が、市道側溝からおびい堤に流入している状況を確認しました。当該道路について、市道側溝からの雨水はおびい堤に流入

し、もとより調整機能を有する形状で、堤を切り拓き旧国道 2 号道路として整備されたと推測します。そのため、おびい堤に流入する雨水を調整することはできません。

### 3（土木課）

広範囲の雨水が、市道路面からわんや堤に流入している状況を確認しました。当該道路について、市道路面からの雨水はわんや堤に流入し、もとより調整機能を有する形状で、堤を切り拓き旧国道 2 号道路として整備されたと推測します。雨水をわんや堤より下流に側溝を整備して流入するように調整することはできません。ため池へのごみ捨てについては、自治会を通じてごみ捨て禁止を注意喚起する看板の設置等を御検討お願いいたします。

### 4（土木課）

現地で新堤と市道の間にある水路について確認しました。山陽小野田市が当該区間の水路の幅を拡幅する等の整備予定はありません。埴生山水利組合で、補助金等を活用して整備することを御検討お願いいたします。

### 5（土木課）

普通河川境川について、要望書に記載があった災害の防止や農業用水としての適正な管理・確保などを理由に、山陽小野田市が準用河川に指定することは考えておりません。